

千葉県男女共同参画センター管理規則の一部改正について

1 改正理由

令和3年3月8日付け行革第648号及び政法第1410号「行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について（通知）」により、本規則の様式について所要の規定整備を行う。

2 改正内容

本規則の下記様式について、「㊟」及び「注」を削る。

- ・別記第1号様式 千葉県男女共同参画センター会議室利用申込書
- ・別記第3号様式 千葉県男女共同参画センター会議室利用取消（変更）届出書

3 施行期日

令和3年10月1日